広島県告示第千七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
訪問看護ステーション安芸通り	安芸郡府中町本町五丁目九番八号	安芸郡府中町石井城二丁目一〇番二三号ＰＬＵＳＢＬＤ三〇一	令和八年七月一日